

## 随意契約理由書

件名	オンライン気象情報配信
契約の相手方	一般財団法人 日本気象協会
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由	
<p>水運用計算機システムは、予測する日時の気象情報及び過去の水運用実績を基に各配水区域での需要予測を行い、水道施設の効率的な運転計画を立案し、市民への安定した水道水の提供を行っている。</p> <p>上記件名の気象情報は、水運用計算機システムの需要予測に不可欠な情報である。</p> <p>現在の水運用計算機システムは、気象協会から提供されるデータ形式を前提にシステム化しており、他社では水運用システムの需要予測に不可欠な情報を全て提供することが不可能である。</p> <p>以上の理由から、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	水道局 浄水統括事務所 (電話番号 361-8351 )